

「富士山」を世界遺産一覧表に記載するための推薦書（暫定版）の提出について

本日、世界遺産条約関係省庁連絡会議が開催され、「富士山」（文化庁・環境省・林野庁の共同推薦）について、世界遺産一覧表に記載するための推薦書（暫定版）をユネスコ世界遺産センターに本年9月末までに提出することが決定されました。

本件は、外務省、文化庁、環境省においても、同時に発表しています。

1. 「富士山」の世界文化遺産推薦について

我が国は、「富士山」について、世界文化遺産として世界遺産一覧表に記載するため、推薦書提出に向けた準備を進めてきました（文化庁・環境省・林野庁の共同推薦）。

本日、世界遺産条約関係省庁連絡会議が開催され、「富士山」の推薦書（暫定版）を、世界遺産委員会の事務局であるユネスコ世界遺産センターに、本年9月末までに提出することが決定されました。

「富士山」の世界文化遺産推薦（案）の詳細については、添付資料を参照ください。

2. 今後の予定

今後は、引き続き、必要な修正を行うなど、来年2月1日〆切りの推薦書（正式版）の提出に向けた準備を進めていきます。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ・平成23年9月末まで | 推薦書（暫定版）のユネスコ世界遺産センターへの提出 |
| ・平成24年2月1日まで | 推薦書（正式版）のユネスコ世界遺産センターへの提出 |
| ・平成24年夏～秋 | 世界遺産委員会の諮問機関イコモス（※ICOMOS）による現地調査 |
| ・平成25年5月頃 | イコモスによる評価結果の勧告 |
| ・平成25年夏 | 第37回世界遺産委員会における審議 |

※ICOMOS（国際記念物遺跡会議）： International Council on Monuments and Sites

<添付資料>

- ・（資料1）「富士山」の世界文化遺産推薦について（案）（その1）
- ・（資料1）「富士山」の世界文化遺産推薦について（案）（その2）

- ・（資料 2）世界遺産について
- ・（資料 3）世界文化遺産の登録までの手続き等

お問い合わせ先

森林整備部研究・保全課森林保全推進室

担当者：森林環境保全班 山口、櫻井

代表：03-3502-8111（内線 6216）

ダイヤルイン：03-3501-3845

FAX：03-3502-2887

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

平成 23 年 9 月

「富士山」の世界文化遺産推薦について（案）

1. 名 称

「富士山」 Fujisan

2. 所在地

山梨県・静岡県

3. 暫定一覧表記載年月

平成19(2007)年1月

4. 共同推薦省庁

文化庁、環境省及び林野庁

5. 概 要

富士山は、標高3,776mと日本一の高さを誇る独立峰で、荘厳な円錐形の形姿をもつ成層火山である。

富士山は、古来自然物、特に山岳に対する信仰の伝統を持っていた日本人に畏敬の念を抱かせ、日本における様々な宗教・宗派を超えて信仰の対象とされてきた。遙拝・巡礼・登拝の場となったため、山頂、山域及び山麓に登山道や神社・仏教施設などが整備され、同時に山麓に点在する風穴・溶岩樹型・湧水・湖沼等を霊地や巡礼地とする宗教活動も活発化した。

また、周辺の湖沼群や海岸などから展望される富士山の荘厳な形姿は、時代を超えて多くの人々に賞賛され、芸術的な創作活動に対する意欲を掻き立ててきた。特に19世紀前半の葛飾北斎や歌川広重の浮世絵に描かれた富士山の図像は西洋美術のモチーフにも多用され、日本及び日本文化を象徴する記号として海外にも定着している。

富士山の顕著な普遍的価値

信仰の対象

山頂の信仰遺跡
登山道
浅間神社の境内地
山麓の霊場・巡礼地

芸術の源泉

山域の展望景観
展望地点

名山としての景観

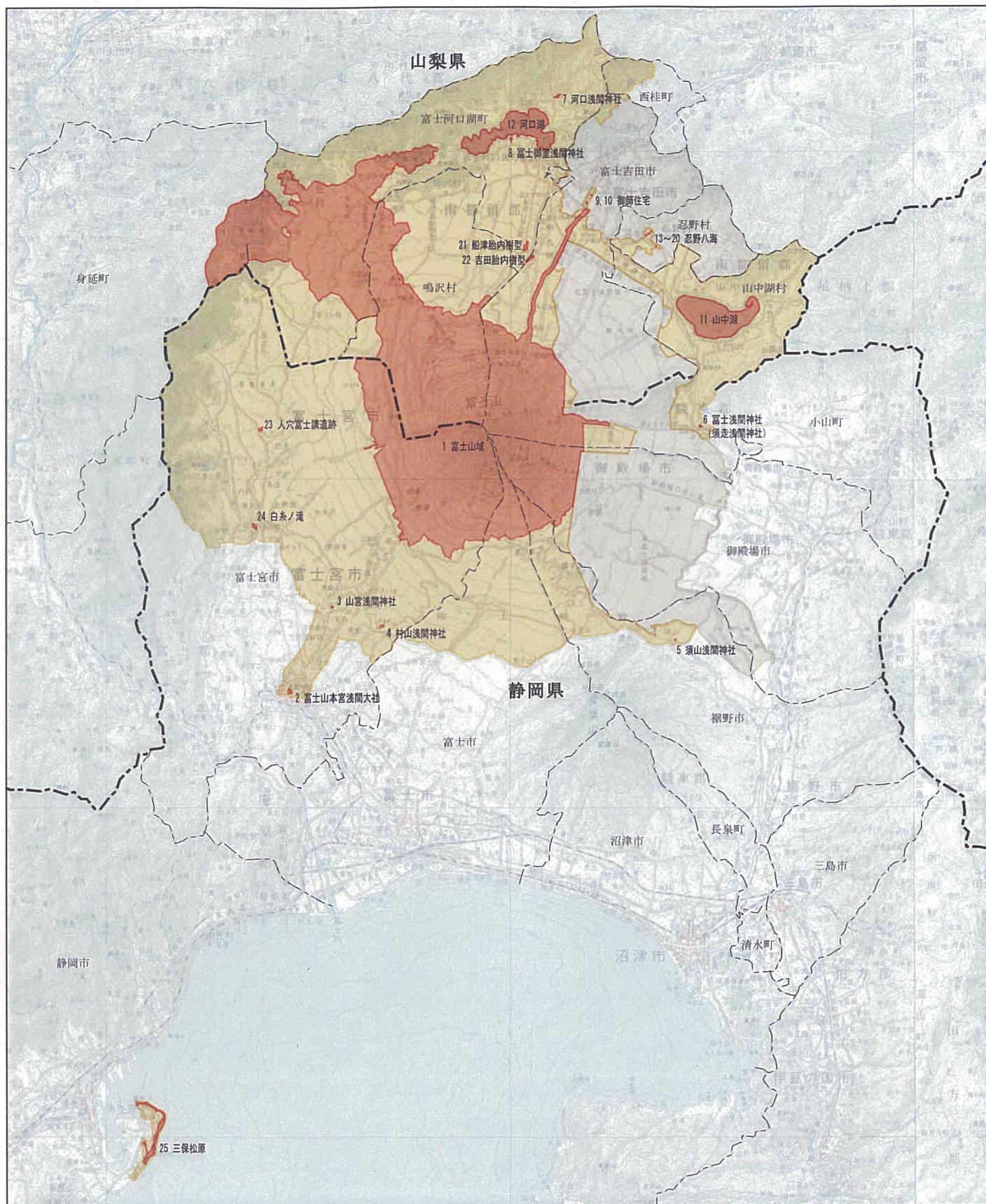
- 評価基準(iii) 「富士山信仰」という山に対する固有の文化的伝統を表わす証拠
- 評価基準(iv) 世界的な「名山」としての景観の類型の顕著な事例
- 評価基準(vi) 顕著な普遍的意義を持つ芸術作品との直接的・有形的な関連性

6. 資産の保護措置

文化財保護法、自然公園法及び国有林野の管理経営に関する法律

7. 構成資産一覧

No	構成資産
1	富士山城（ふじさんいき）
	1-1 山頂の信仰遺跡（さんちょうのしんこういせき）
	1-2 大宮・村山口登山道（現富士宮口登山道）（おおみや・むらやまぐちとざんどう（げんふじのみやぐちとざんどう））
	1-3 須山口登山道（現御殿場口登山道）（すやまぐちとざんどう（げんごてんばぐちとざんどう））
	1-4 須走口登山道（すばしりぐちとざんどう）
	1-5 吉田口登山道（よしだぐちとざんどう）
	1-6 北口本宮富士浅間神社（きたぐちほんぐうふじせんげんじんじゃ）
	1-7 西湖（さいこ）
	1-8 精進湖（しょうじこ）
	1-9 本栖湖（もとすこ）
2	富士山本宮浅間大社（ふじさんほんぐうせんげんたいしゃ）
3	山宮浅間神社（やまみやせんげんじんじゃ）
4	村山浅間神社（むらやませんげんじんじゃ）
5	須山浅間神社（すやませんげんじんじゃ）
6	富士浅間神社（須走浅間神社）（ふじせんげんじんじゃ（すばしりせんげんじんじゃ））
7	河口浅間神社（かわぐちあさまじんじゃ）
8	富士御室浅間神社（ふじおむろせんげんじんじゃ）
9	御師住宅（旧外川家住宅）（おしじゅうたく（きゅうとがわけじゅうたく））
10	御師住宅（小佐野家住宅）（おしじゅうたく（おさのけじゅうたく））
11	山中湖（やまなかこ）
12	河口湖（かわぐちこ）
13	忍野八海（出口池）（おしのはっかい（でぐちいけ））
14	忍野八海（お釜池）（おしのはっかい（おかまいけ））
15	忍野八海（底抜池）（おしのはっかい（そこなしいけ））
16	忍野八海（銚子池）（おしのはっかい（ちょうしいけ））
17	忍野八海（湧池）（おしのはっかい（わくいけ））
18	忍野八海（濁池）（おしのはっかい（にごりいけ））
19	忍野八海（鏡池）（おしのはっかい（かがみいけ））
20	忍野八海（菖蒲池）（おしのはっかい（しょうぶいけ））
21	船津胎内樹型（ふなつたいないじゅけい）
22	吉田胎内樹型（よしだたいないじゅけい）
23	人穴富士講遺跡（ひとあなふじこういせき）
24	白糸ノ滝（しらいとのだき）
25	三保松原（みほのまつばら）



凡例

- 構成資産
- 緩衝地帯
- 保安全管理区域

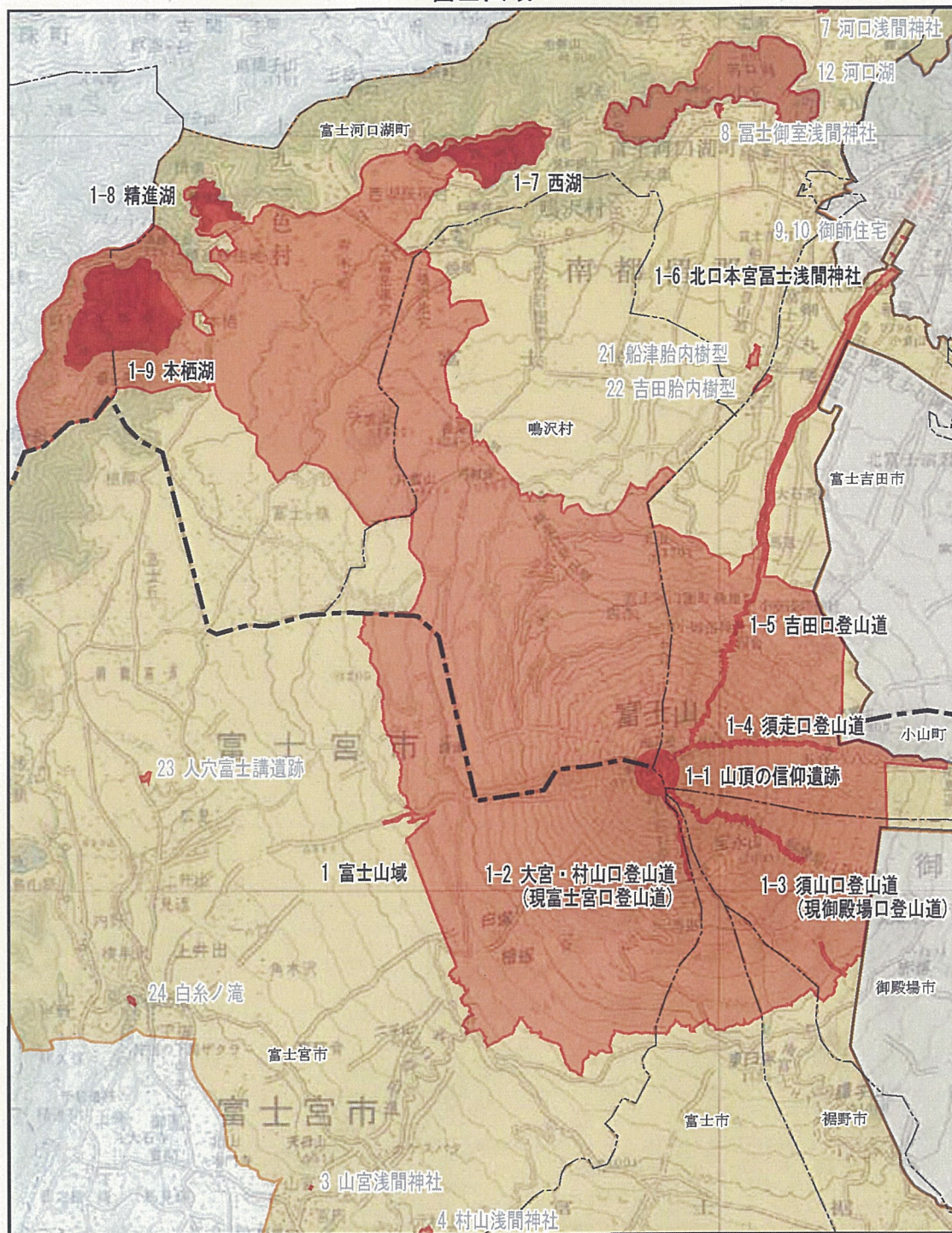
- 県 境
- 市 町 村 境

0 1 2 5 10

SCALE 1:200,000
20km



富士山城



凡例
 ■ 構成資産
 ■ 緩衝地帯
 ■ 保全管理区域

--- 県 境
 --- 市町村境

SCALE 1:150,000

0 1 2 5km



世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

（1）条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

（2）経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択

昭和50（1975）年 条約発効

平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

平成23（2011）年 6月20日現在で締結国数187カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。

② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 世界遺産の総数

平成23年6月29日現在で936件（文化遺産725件、自然遺産183件、複合遺産28件）

4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産12件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	"	文化
3	屋久島	鹿児島県	"	"	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	"	"	自然
5	古都京都の文化財 （京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	"	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	"	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	"	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	"	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	"	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	"	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	19年7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	19年	23年6月	自然
16	平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	13年	23年6月	文化

5. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産12件、自然遺産なし）

〔平成4年〕

①「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）

②「彦根城」（滋賀県）

〔平成19年〕

③「富岡製糸場と絹産業遺産群」（群馬県）

④「富士山」（静岡県・山梨県）

⑤「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）

⑥「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県）

⑦「国立西洋美術館（本館）」（東京都）

〔平成21年〕

⑧「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）

⑨「九州・山口の近代化産業遺産群」（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県）

⑩「宗像・沖ノ島と関連遺産群」（福岡県）

〔平成22年〕

⑪「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）

⑫「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）

世界文化遺産の登録までの手続き等

世界遺産への推薦候補を記載した「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会に提出



推薦準備作業（顕著な普遍的価値の証明、文化財指定・選定等）



準備が整った資産から順次推薦を決定

◆文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会

◆文化審議会文化財分科会

◆世界遺産条約関係省庁連絡会議において決定



世界遺産委員会へ推薦書（暫定版）提出〔毎年9月30日期限〕

（※ 世界遺産センターによる形式審査）



世界遺産委員会へ推薦書（正式版）提出〔2月1日まで〕



専門家で構成された国際非政府機関（イコモス：国際記念物遺跡会議）による審査〔約1年半の審査〕

（※ この間にイコモスによる現地審査含む）



イコモスによる評価結果の勧告（例年5月）



世界遺産委員会で登録の可否を決定〔推薦翌年の6～7月〕

〈 世界遺産委員会の決議は、次の4区分 〉

- ① 記載（Inscription）： 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）： 追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。
- ③ 記載延期（Deferral）： より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載決議（Decision not to inscribe）： 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。